

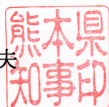
許可番号 第04320097781号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 熊本県八代市鏡町両出1324番地1
氏 名 マルエ工業 有限会社
代表取締役 江川 熊男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の第2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成19年 7月18日

許可の有効年月日 平成24年 7月17日

1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理業	破砕・分級	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず（がれき類等に付着するものに限る。）（以上、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、廃石膏及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
	造粒・固化	汚泥（無機性汚泥に限る。）、燃え殻（木くず、紙くず、繊維くずを焼却した燃え殻及び日本製紙(株)八代工場から発生する焼却灰に限る。）（以上、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
破砕・分級	八代市東陽町北字椎屋2471番3、2471番1、2470番	平成14年5月24日	640 t/日 (8h)
造粒・固化	八代市東陽町北字椎屋2469番2外	平成19年4月25日	107.3m ³ /日 (8h)

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱の基準を守ること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェスト伝票を適正に使用し、毎月報告すること。
- (3) 再生品等の出荷状況報告書を毎月、翌月の10日までに報告すること。
- (4) 造粒・固化については、燃え殻の由来廃棄物を排出先ごとに記録し、処理後に生じる建設資材の造粒製品等の溶出試験を年4回以上実施し、測定結果をその都度熊本県に報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成14年7月18日付けで新規許可
- (2) 平成19年7月30日付けで更新許可
- (3) 平成19年8月8日付けで事業範囲変更許可（「造粒・固化」を追加）

(裏面へ続く)